

令和4年10月28日

指名停止措置を行いました

～「贈賄」～

北海道開発局は、株式会社KADOKAWAの代表役員等（取締役会長）及び一般役員等（元専務執行役員）、株式会社大広の一般役員等（執行役員）が贈賄容疑で逮捕されたことから、株式会社KADOKAWAに対し指名停止3か月の措置を、株式会社大広に対し指名停止1か月の措置を行いました。

令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における贈賄容疑により、株式会社KADOKAWAの元専務執行役員が令和4年9月6日に、取締役会長が9月14日に、株式会社大広の執行役員が9月27日に逮捕されたことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号
株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号

2. 指名停止措置期間

株式会社KADOKAWA：令和4年10月28日～令和5年1月27日（3か月）

株式会社大広：令和4年10月28日～令和4年11月27日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第4号

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 安藤 慎吾（内線5832）

